

海技士国家試験・受験と免許の手引

(小型船舶操縦士を除く。)

◆受験手続◆

1. 受験資格

- ① 年齢

筆記試験に年齢制限はない(ただし、海技士(通信)及び海技士(電子通信)のみ、試験開始期日の前日までに17歳9月の年齢に達していること)。なお、免許は18歳にならないと与えられない。
- ② 乗船履歴(筆記試験のみ受験する場合は不要)

(イ) 試験の種類により異なるが、次のいずれかに該当していること。

 - (a) 一般の乗船履歴による場合は、船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則(以下「規則」という。)の別表第5に規定された乗船履歴を有すること。
 - (b) 海事関係大学(水産大学校及び海上保安大学校本科を含む。)、高等専門学校・高等学校の卒業者の場合は、規則別表第6に規定された単位数を取得し、及び乗船履歴を有すること。
 - (c) 海技教育機構、海上保安大学校特修科、海上保安大学の卒業生又は修了者は、規則第27条及び第27条の3に規定された乗船履歴を有すること。

(ロ) 乗船履歴として認められない履歴

 - (a) 15歳に達する前の履歴
 - (b) 試験開始期日前15年を超える前の履歴
 - (c) 主として船舶の運航、機関の運転又は船舶における無線電信若しくは無線電話による通信に従事しない職務の履歴(三級海技士(通信)試験又は四級海技士(電子通信)試験に対する乗船履歴の場合を除く。)
- ③ 試験の種別により異なるが、次のいずれかに該当していること。
 - (a) 一般の乗船履歴による場合は、船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則(以下「規則」という。)の別表第5に規定された乗船履歴を有すること。
 - (b) 海事関係大学(水産大学校及び海上保安大学校本科を含む。)、高等専門学校・高等学校の卒業者の場合は、規則別表第6に規定された単位数を取得し、及び乗船履歴を有すること。
 - (c) 海技教育機構、海上保安大学校特修科、海上保安大学の卒業生又は修了者は、規則第27条及び第27条の3に規定された乗船履歴を有すること。
- (ハ) 乗船履歴として認められない履歴
 - (a) 15歳に達する前の履歴
 - (b) 試験開始期日前15年を超える前の履歴
 - (c) 主として船舶の運航、機関の運転又は船舶における無線電信若しくは無線電話による通信に従事しない職務の履歴(三級海技士(通信)試験又は四級海技士(電子通信)試験に対する乗船履歴の場合を除く。)

船舶無線従事者証明書又はその写し

- ⑥ 受験票
- ⑦ 乗船履歴の特則の適用を受ける海事関係学校の卒業生又は修了者は、卒業証書又はその写し、卒業証明書、修了証書又はその写し、修了証明書のいずれか
- ⑧ 乗船履歴の項(イ)(b)に該当する学校の卒業者の場合は、修得単位証明書
- ⑨ 乗船履歴の証明書(次のいずれかに該当するもの)
 - (イ) 船員手帳又は地方運輸局長の船員手帳記載事項証明書
 - (ロ) 船員手帳を失い、又はき損した者が官公署の船舶に乗り組んだ履歴については、その官公署の証明。官公署以外の船舶に乗り組んだ履歴については、船舶所有者又は船長の証明
 - (ハ) 船員手帳のない者が船舶に乗り組んだ場合も前記(ロ)と同様
 - (ニ) 前記(ロ)又は(ハ)の場合であって船舶所有者又は船長が乗船履歴を証明する場合は、さらに、船舶検査手帳の写し、漁船の登録の謄本、市町村長の証明書のうち、いずれか
 - (ホ) 自己所有の船舶又は自分が船長である船舶に乗り組んだ履歴については、(ニ)の他に、その船舶に乗り組んだ旨の係留施設の管理者等又は他の船舶所有者の証明若しくは居住地の市町村長の証明
 - (ヘ) 前記(ホ)の場合であって、他の船舶所有者が証明した場合は、その船舶所有者の印鑑証明
- ⑩ 海技士身体検査証明書(指定医師(船員法施行規則第55条第1項に規定する指定医師をいう。詳細は国土交通省HP(http://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_fr4_000009.html)又は各地方運輸局に問い合わせること)により試験開始期日前6月以内に受けた検査結果を記載したもの)
- ⑪ 身体検査合格者で身体検査の省略を受けようとする者は、海技士身体検査合格証明書
- ⑫ 筆記試験にすでに合格しているものは、筆記試験合格証明書
- ⑬ 筆記試験の科目免除を受けようとする者は、その試験科目の筆記試験免除科目証明書
- ⑭ 登録船舶職員養成施設の課程を修了し、学科試験の免除を受けようとする者は、その養成施設の発行した修了証明書
- ⑮ 納付書(各種手数料の額に相当する額の収入印紙を貼付する。)(収入印紙に消印をしないこと。)

4. 申請書提出先

試験を受ける地を管轄する地方運輸局(運輸監理部を含む。)(船員労働環境・海技資格課又は海技資格課(沖縄の場合は、沖縄総合事務局船舶船員課)

〈地方運輸局等所在地〉

北海道運輸局	札幌市中央区大通西10
東北運輸局	仙台市宮城野区鉄砲町1
関東運輸局	横浜市中区北仲通5の57
北陸信越運輸局	新潟市中央区美咲町1の2の1
中部運輸局	名古屋市中区三の丸2の2の1
近畿運輸局	大阪市中央区大手前4の1の76
神戸運輸監理部	神戸市中央区波止場町1の1
中国運輸局	広島市中区上八丁堀6の30
四国運輸局	高松市サンポート3の33
九州運輸局	福岡市博多区博多駅東2の11の1
沖縄総合事務局	那覇市おもろまち2の1の1

5. 試験の期日及び場所

〈定期試験〉

試験期日	試験場所
年4回、各一ヶ月程度の期間で実施	札幌市、仙台市、横浜市、新潟市、名古屋市、大阪市、神戸市、広島市、高松市、福岡市、那覇市
2月1日～	
4月10日～	
7月1日～	
10月1日～	

〈臨時試験〉

そのつど地方運輸局に公示される。

6. 試験の手数料(H18.3.31現在)

試験の種類別	身体検査	学科試験	
		筆記	口述
一級海技士(航海)	円	円	円
二級海技士(航海)	870	7,200	7,500
一級海技士(機関)			
二級海技士(機関)			
三級海技士(航海)	870	5,400	5,500
三級海技士(機関)			
四級海技士(航海)			
五級海技士(航海)	870	3,500	3,700
四級海技士(機関)			
五級海技士(機関)			
六級海技士(航海)			
六級海技士(機関)	870	2,400	3,000
一級海技士(通信)			
一級海技士(電子通信)	870	5,000	—
二級海技士(電子通信)		※	
三級海技士(電子通信)			
二級海技士(通信)	870	3,400	—
三級海技士(通信)			
四級海技士(電子通信)	870	2,700	—

※ 外国で受験する場合は6,900円を加算する。

◆合格後の手続◆

(免許の申請)

海技免状の交付を受けるためには、口述試験（通信又は電子通信の場合は筆記試験）等の最終試験に合格した後、免許申請手続をしなければなりません。

1. 申請書類の提出先

最寄りの地方運輸局又は運輸監理部（指定運輸支局及び指定海事事務所も可。沖縄の場合は沖縄総合事務局）

2. 申請書類の提出期間

試験に合格した日（最終試験に合格した日）から1年以内。この期間を過ぎると免許の申請はできなくなり、合格は無効となります。

3. 申請に必要な書類（提出書類）

- ① 海技免許申請書
- ② 海技免状用写真票（試験申請時と同じ規格の写真を貼付し、氏名欄のうち1欄はローマ字でサイン）
- ③ 試験を受けた地の地方運輸局以外の地方運輸局に申請する場合は、海技士国家試験合格証明書
- ④ 三級海技士（航海）、三級海技士（機関）、一級海技士（通信）又はこれらより下級の資格の免許を申請する場合は、免許講習の課程を修了したことを証明する書類（規則第3条の2の規定により修了することを要しないとされたものを除く。）
- ⑤ 二級海技士（航海）、二級海技士（機関）、又はこれらより下級の資格の免許を申請する者（すでに履歴限定が解除されている者を除く。）は、その者の有する乗船履歴の証明書
- ⑥ （登録免許税）納付書

納付書に、下記の額に相当する額の収入印紙又は領収証書（登録免許税を国庫納金した銀行又は郵便局のもの）を貼って提出する。なお、収入印紙には消印をしないこと。

免許の資格	登録免許税の額
一級海技士（航海） 一級海技士（機関）	15,000円
二級海技士（航海） 二級海技士（機関）	
三級海技士（航海） 三級海技士（機関）	
四級海技士（航海） 四級海技士（機関）	
五級海技士（航海） 五級海技士（機関）	9,000
六級海技士（航海） 六級海技士（機関）	
一級海技士（通信） 一級海技士（電子通信）	4,500
二級海技士（通信） 二級海技士（電子通信）	
三級海技士（通信） 三級海技士（電子通信）	
二級海技士（航海） 二級海技士（機関）	3,000
三級海技士（航海） 三級海技士（機関）	
四級海技士（航海） 四級海技士（機関）	2,100
五級海技士（航海） 五級海技士（機関）	
二級海技士（通信）	7,500
三級海技士（通信）	
二級海技士（航海）	6,000
三級海技士（航海）	
三級海技士（通信） 四級海技士（電子通信）	2,100

(注) 資格には、船種当直限定、機関当直限定及び内燃機関限定のものを含む。

- ⑦ 申請する資格より下級の免状
- ⑧ その他現在所持しているすべての免状又は操縦免許証の写し
- ⑨ 海技士（航海）の免許を申請する方は、登録電子海図情報表示装置講習の課程を修了している場合は、その課程を修了したことを証明する書類の写し
- ⑩ 無線従事者免許証の写し
海技士（航海）の免許を申請する方は、無線資格の確認を希望する場合には、受有する無線資格に係る無線従事者免許証の写しを添付してください。
- ⑪ 海技免状の受領を他人に委任する場合には、海技免状の受領に関する権限を委任する旨の委任状

◆受験者の心得◆

1. 算法の添付のない製図器具、定規、メートル尺、卓上計算機（計算の方法等がプログラムできないものに限る。）又は計算尺、鉛筆、消ゴム、小刀及び指定された図書以外の物を試験場に持参することはできません。指定された図書を携帯するときには、試験官の検査を受けてください。
2. 試験官の許しを受けず、みだりに試験場に入ったりしてはなりません。また、試験開始後30分間は試験場から退出することはできません。試験官の許しを受けて試験場を出るときは、試験問題その他の試験に関する用紙類を持ち出してはなりません。
3. 試験場では静粛にし、みだりに他の受験者と私語を交わしてはいけません。やむを得ない要件がある場合は、試験官に申し出てください。
4. 携帯電話、PHS等の無線通信機器は電源を切り、かばん等に入れてください。
5. 筆記試験の答案用紙が配られたら直ちに試験の種別及び受験番号を明確に記入してください。
6. 試験時間が終了した場合には、直ちに答案を提出して試験場から退出しなければなりません。なお、答案を提出した後は、訂正したり、追加したりすることはできません。
7. 答案を提出した後は、速やかに退出してください。退出に際し試験問題は持ち帰ることができません。
8. 試験のために貸与された天測曆その他の図書は、退出する際試験官に返さなければなりません。なお、貸与された図書を汚損したときは、弁償していただくことがあります。

◆身体検査実施要領◆

1. 聴力の検査（検査の必要を認めた場合に行う。）は、受験者に両眼を閉じさせる等試験官の唇を視認できないようにさせる。試験官は、五メートルの距離にあって話声語（机に向かい合い、話をして相手に理解できる程度の普通の大きさの音声をいう。）で地名又は物名などの単語を発し、受験者に聴取したとおり復唱させる。この方法を一耳につき五回程度単語を代えて行い、その結果により判定する。
2. 身体機能の障害等の検査（身体検査の受験者全員に対して行う。）
 - (1) 受験者に次の運動をさせ、その間に各受験者の身体機能の障害の有無、義手義足の装着の有無及び運動機能の状況を観察する。
 - ① 手指を屈伸させる。
 - ② 手を前、上、横に屈伸させる。
 - ③ 手を腰につけ、かかとを上げさせて膝の屈伸をさせる。
 - (2) 上肢の手指に障害がある者に対しては、握力計による検査を行う。